

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新見市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを常に認識し、特定個人情報の漏洩その他、重大事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

岡山県新見市長

## 公表日

令和7年7月11日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務
②事務の概要	地方税法の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を希望する者(以下、「申請者」という。)が提出する特例申請書を収受・保管し、申請者の居住する市区町村にその情報を通知する。
③システムの名称	ふるさと納税管理システム ふるさと納税「do」
2. 特定個人情報ファイル名	
寄附金税額控除に係る申告特例通知書ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表24の項 ・番号法第9条第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	産業部 移住・定住推進課
②所属長の役職名	移住・定住推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 〒718-8501 新見市新見310番地3 電話番号 0867-72-6204
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	産業部 移住・定住推進課 〒718-8501 新見市新見310番地3 電話番号 0867-72-6114
⑨規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月22日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月22日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[ ] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	年に1回組織的に情報セキュリティ研修を実施し、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策を学んでいる。また、特定個人情報を含む書類・USBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底し、USBメモリについては事前に許可を得た媒体のみ使用できるよう業務端末上制御を行っている。これらの対策を講じていることから特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じての提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	年に1回組織的に情報セキュリティ研修を実施し、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策を学んでいる。また、特定個人情報を含む書類・USBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底し、USBメモリについては事前に許可を得た媒体のみ使用できるよう業務端末上制御を行っている。これらの対策を常日頃から担当者同士における相互認識ができるようミーティングを行っていることから特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第3項及び別表第一の16の項	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表24の項 ・番号法第9条第2項	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年7月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属 長	課長	移住・定住推進課長	事後	
令和6年7月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計 数か	令和5年1月19日時点	令和6年1月15日時点	事後	時点修正
令和6年7月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計 数か	令和5年1月19日時点	令和6年1月15日時点	事後	時点修正
令和7年7月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	総務部 移住・定住推進課	産業部 移住・定住推進課	事後	時点修正
令和7年7月11日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する 問合せ 連絡先	総務部 移住・定住推進課 〒718-8501 新見市新見310番地3 電話番号 0867-72-6114	産業部 移住・定住推進課 〒718-8501 新見市新見310番地3 電話番号 0867-72-6114	事後	時点修正
令和7年7月11日	II しきい値判断項目 1. 対象 人数 いつ時点の計数か	令和6年1月15日時点	令和7年1月22日時点	事後	時点修正
令和7年7月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和6年1月15日時点	令和7年1月22日時点	事後	時点修正
令和7年7月11日	IV リスク対策 8. 人手を介在 させる作業		項目の追加	事後	様式変更による
令和7年7月11日	IV リスク対策 11. 最も優先 度が高いと考えられる対策		項目の追加	事後	様式変更による